

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七宗町は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

七宗町長

公表日

平成30年7月3日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険法に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保健事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者に係る届出の受理、届出についての審査、届出に対する応答 ②被保険者証、認定証の交付・再交付・返還受理 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑤介護給付、予防給付、特別給付の支給 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請についての審査、申請に対する対応 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査、申請に対する応答 ⑧保険料の賦課、徴収 ⑨保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑩保険給付の一次差止め ⑪保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 <p>なお、これらの事務に関して、番号表別表第二に基づいて各情報保有期間と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者</p>
③システムの名称	C/S介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険被保険者ファイル、介護保険受給者ファイル、統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務命令で定める事務を定める事務を定める命令(平成26年内閣府・商務省令第5号)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課、住民課
②所属長	税務課長 長島富夫、住民課長 今瀬雅由

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	七宗町総務課 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3 :0574-48-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	七宗町総務課 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3 :0574-48-1111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月10日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月10日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
平成29年6月30日	事務の概要	<p>介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を認定する40歳以上者の者を被保険者とし、要介護受けた者には介護給付、要支拂認定を受ける40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けるため、被保険料を徴収する。また、被保険者が要介護状態等と自立した場合においても、要介護状態等とされる場合に充てることとされ、保険料を徴収する。また、被保険者が要介護状態等と自立した場合においても、要介護状態等とされる場合に充てることとされ、保険料を徴収する。</p> <p>①被保険者証又は認定証の交付・返還受付の受理、申請等に係る審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受付の受理、申請等に係る審査又は申請に対する応答</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査、申請に対する応答</p> <p>⑧保険料の賦課、徵収</p> <p>⑨保険料滞納者に係る支払方法の変更</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例</p> <p>⑪保険料給付の一時差止め</p> <p>⑫保険料滞納者に係る支払方法の変更</p> <p>⑬保険料給付の支払の一時差止め</p> <p>なお、これらの事務に關して、番号別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には予防給付を行うため、介護料を徴収している。介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者による届出の受理、届出に対する応答</p> <p>②被保険者証、届出に対する応答</p> <p>③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査、申請に対する応答</p> <p>④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査、申請に対する応答</p> <p>⑤介護給付、予防給付、特別給付の支給更申する対応</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申する対応</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査、申請に対する応答</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更</p> <p>⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例</p> <p>⑩保険料給付の一時差止め</p> <p>なお、これらのこと務に關して、番号別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	番号法第9条第1項、別表第一項番68、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務命令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・商務省令第5号)	事後
平成29年6月30日	個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番68				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
平成29年4月1日 署	評価実施機関における担当部	税務課長(氏名)、住民課長(氏名)	税務課長 長島富夫、住民課長 渡辺豊明	事後	
平成30年4月1日 署	評価実施機関における担当部	税務課長(氏名)、住民課長(氏名)	税務課長 長島富夫、住民課長 渡辺豊明	事後	